

NTC WINTER CUP2025 開催概要 (草案)

2024年12月12日制定

2024年12月16日改訂版 (改定箇所は赤字で記載)

第1章 競技会開催に関する事項

第1条 競技会の名称

NTC WINTER CUP 2025

第2条 競技会の目的

本競技会は参加者が安全に楽しくモータースポーツを行うことを趣旨とし、JAF国内カート競技規則とその付則、SLカートミーティング競技規則(以下、「SL 競技規則」という。)、GlobalRotaxMax ChallengeTechnical Regulation(以下、「RMCレギュレーション」という。)、新東京サーキットペナルティカタログ、NTC CUP 特別規則書ならびに、本開催概要、公式通知に従って開催します。

本競技会は参加者が協力し合い、上級者の方は初心者の方など配慮等し“ルールとマナー”を尊重しながらモータースポーツを楽しむことを目的としています。

本開催概要に定める項目は、安全や公平性及び“モータースポーツを楽しむ”という目的と合致する場合、変更する場合があります。変更する場合、ホームページなどで事前に発表、または競技会当日で告知する場合があります。

第3条 競技種目

BIREL N35 によるスプリントレース

第4条 競技会のクラス

BIREL N35 75kg クラス

第5条 開催日程

2025年1月26日(日曜日)

第6条 開催場所、大会事務局

新東京サーキット【全長1,076m、最大直線長 218m/144m】

〒290-0256 千葉県市原市引田字上二本松 249

TEL:0436-36-3139

FAX:0436-36-3314

E-mail : info@n-tokyo.co.jp

第7条 オーガナイザー(主催者)の名称と所在地

主催:株式会社新東京サーキット

〒290-0256 千葉県市原市引田字上二本松 249

第8条 競技会組織委員会、審査委員会および競技

会競技役員

審査委員及び競技役員は必要に応じて大会公式通知にてご案内いたします。

第9条 公式通知等に関する事項

本開催概要に記載されていない競技運営上の細則や、参加者に対する告知等、本開催概要発表後に生じた必要事項は、公式通知、ホームページなどで事前に発表、または競技会当日にご案内いたします。

第10条 大会の延期、中止または取り止め、および変更に関する事項

大会事務局は、競技会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができます。

競技会の全部を中止、あるいは24時間以上延期する場合は、参加料及び保険料は全額払い戻しされます。なお、ドライバーは、これによって生じる損失について、オーガナイザーに抗議する権利を保有しません。さらに、大会事務局は、競技会の内容を変更する権限も併せて保有するものとします。

第11条 参加定員

- 参加受付台数は未定
- クラス開催が不成立となった場合、大会3日前までにホームページに通知いたします。
- 不成立となった場合、参加料は全額返金されます。
- 参加受付期間【必ず厳守お願いします】

開催日	受付開始日	受付締切日	遅延締切日
2025/1/26	2024/11/1	2025/1/22 24:00 まで	2025/1/24 13:00 まで

※締切日を過ぎてから遅延締切日までの参加受付は可能ですが、期間外受付として事務手数料 2500(円/税込)を参加料とは別に頂きます。第16条 記載のすべての申込方法に適用となります。

第12条 参加資格

全てのドライバーは下記の要項を満たす必要があります。

- 身長 145cm以上
- 最低重量(運転時の装備品を含む)75kg以上であること

第13条 ピットエリア入場規定

今回は規制ありません。

第14条 保険加入の件

1. 傷害保険

競技に参加する者は、JAF国内カート競技規則に定める傷害保険、または相応する保険への加入を強く推奨します。

2. 施設損壊補償の加入

本競技会の損壊時における下記対象物の現状復帰を目的とした「施設損壊補償料」を下記の通りお支払いいただきます。

施設損壊補償料金	1人 1500 円(税込)／1日
対象物	テックプロ、クラッシュパッド、施設構造物、Viper カート備品等
対象物現状復帰実費費用(例)	テックプロ 19,000 円／1 個 クラッシュパッド 80,000 円／1 個 LED 大型ビジョン 6,000,000 円 ピット内モニター40,000 円／1 個 N35 レンタルカートバンパー150,000 円／1 個

第15条 参加料

1名:28000 (参加料 16000 車両レンタル代 12000)

※上記参加料は税込み価格(円)となります。

※上記参加料には自動計測装置「トランスポンダー」レンタル代金(3000 円)が含まれます。

※上記参加料に別途第 14 条2項の「施設損壊補償料」をお支払いいただきます。

※第 11 条の期間外受付の場合、事務手数料 2500(円/税込)を別途いただきます。

第16条 参加申込方法

1. WEB エントリー(エントリーフォームはホームページにて掲載)

※エントリー多数の場合、決済完了の参加者を優先とします。

※申込受付は先着順ですが、最終参加受理は参加料支払い後となります。

お支払い期限を超えて未払いの場合には、順次キャンセル待ちの申込者へ受付権利は移転します。

第17条 参加料支払い方法

1. 指定口座への振込による支払い

2. 大会事務局窓口にて現金、クレジット決済もしくは PayPay 支払い

※ご希望の決済方法が選択できます。必ず確定した合計金額をご確認し、決済ください。

※原則、決済完了で本エントリー終了になり、エントリー多数の場合、決済完了の参加者を優先と致します。

第18条 参加受理と参加拒否

1. オーガナイザーは理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為をもって最終決定とすることができます。参加を拒否された申込者に対して大会事務局より口頭、電話、電子メール等で参加拒否が通知されます。この場合、参加料等は全額払い戻しされます。

2. 必要事項のすべてが明記されたエントリーおよび参加料を大会事務局が受理した時点で本競技会への参加承認が成立します。

3. 競技会への参加承認後は理由を問わず、参加料等の払い戻しはされません。

第2章 競技に関する事項

第19条 参加車両

オーガナイザーが用意するレンタルカート車両(BIREL N35)

※新東京サーキットで通常利用される TONY Viper ではありません。

第20条 自動計測装置(トランスポンダー)

1. オーガナイザーより貸し出されたトランスポンダーは競技終了後すみやかに返却してください。万が一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき55,000円(税込)をオーガナイザーへ支払っていただきます。

※高価な計測装置につき、ご理解いただきますようお願いいたします

2. 貸し出したトランスポンダーに計測不良が起きた場合、レース中の交換可能な時間を判断し、別のトランスポンダーに交換します。その場合、ゼッケン番号に変更はありません。

第21条 車載カメラについて

1. 車載カメラを取り付ける場合、理由の如何を問わず、すべて参加者の責任となります。

2. 撮影した画像はあくまでも個人が楽しむものであると同時に大会事務局及びオーガナイザーから車載カメラ映像を競技判定資料として提出を求めた場合、拒否できません。

3. 車載カメラ取り付けの注意事項。

① 当該大会はレンタル車両となるため、車両へのカメラ取り付けは不可

② 車両以外に車載カメラを取り付ける場合、大会に影響のない場所のみとする

③ 車載カメラ等の取り付けに不備があった場合、取り外しをお願いする場合があります

4. 車載カメラの脱落等によるペナルティ。

競技中、車載カメラ等の脱落があった場合はペナルティの対象となる。接触や事故等による車載カメラ等の脱落も審議対象

第22条 競技番号の指定

競技番号(ゼッケン番号)は、大会事務局にて取り決めたものとします。

第23条 ブリーフィング(ドライバーズミーティング)

参加者は、必ずブリーフィングに参加しなければなりません。ブリーフィングに参加しない場合はペナルティの対象となります。

※交通事情等によってブリーフィング開始時間に到着出来なかった場合や事前に連絡があった場合に限り、ペナルティの対象とならず、競技参加が認められる場合があります。ただし予選ヒート出走前までとなり、大会審査委員会の許可が必要となります。

第24条 ダミーグリッド関連

ダミーグリッドは使用しません。

第25条 レース方式

競技会は、予選ヒート、準決勝ヒート(プレファイナル)、決勝ヒート(ファイナル)とし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定します。

第26条 グリッド決定及び車両決定方式

ドライバーは抽選によりグリッドを決定する。

その際、抽選により選んだ番号に従い車両も決定する。

例)抽選により「1」を引いたドライバーはポールポジションより出走する。

ただし、最初に乗り込む車両はホームストレート上左側の最後尾の車両とする。

※偶数番号を引いた場合は右側となる。

全ドライバー乗り込みが完了次第、最後尾の車両から順に出走し、1 コーナー付近を目安に再度停車し、整列を行う。

第27条 公式練習

公式練習は実施しません。

第28条 予選ヒート/プレファイナルの周回数

1. 予選ヒート周回数は 7 周

2. プレファイナル周回数は 10 周

※予選ヒート/プレファイナルの周回数はグループ数により変更する場合がある

第29条 予選ヒート方式

1. 複数組のグループ戦を導入し、予選通過選手を決定します。

2. 予選ヒートグループ分けの方法

オーガナイザーにより決定する

3. グループ戦のスタート順はオーガナイザーにより決定します。

4. 各組同士での当たり戦レースとします。

5. 各ヒートでの取得ポイントの少ない順に上位34名がプレファイナルへ進出します。

その際、第 30 条の予選ヒートポイントを採用し、決定します。

※台数に応じて総当たり戦を行わない場合があります。

※天候急変やアクシデント等の諸事情で、各クラスのスタート順や周回数が変更になる場合があります。また、公式のタイムスケジュールが大幅に変更になる場合、アナウンスまたは公式通知等で発表します。

第30条 予選ヒート/プレファイナルポイント

1. 予選ヒート/プレファイナルポイントは、次の表の数字で集計をおこないます。

順位	ポイント	順位	ポイント
1	0	18	18
2	2	19	19
3	3	20	20
4	4	21	21
5	5	22	22
6	6	23	23
7	7	24	24
8	8	25	25
9	9	26	26
10	10	27	27
11	11	28	28
12	12	29	29
13	13	30	30
14	14	31	31
15	15	32	32
16	16	33	33
17	17	34	34

※1位の場合は0ポイントです。0点に近い数字の選手から成績上位になります。

- ペナルティ行為があつて順位が降格した場合、降格した順位のポイントを付保します。
- 当該ヒートDNFのドライバーは周回数通りの着順とし、その順位通りのポイントとします。
- 当該ヒートDNSのドライバーは、ヒートグリッド台数に+1ポイントが加算されます。
- ヒート失格の場合、ヒートグリッド台数に+5ポイントが加算されます。
- 各ヒートポイントのグリッド台数基準は、グループ戦の場合⇒ A+B ヒートのグリッド台数とします。

第31条 プレファイナル方式

1. 予選により決定した上位34名 2 レース行う(10 周)

予選ヒート同様、取得ポイントが少ない順に上位とする。これにより上位の選手から決勝グリッドが決定する。

2. スタート順及び車両は抽選により決定します。

※天候急変やアクシデント等の諸事情で、各クラスのスタート順や周回数が変更になる場合があります。また、公式のタイムスケジュールが大幅に変更になる場合、アナウンスまたは公式通知等で発表します

第32条 決勝ヒート方式

- プレファイナルで決定したスタート順で行う。
- 決勝ヒートの周回数は 15 周とする。
- 決勝ヒートで同着の場合は、ベストタイム順に順位を決定する。

第33条 スタート

1. スタート方式はローリング(2列の隊列)スタートとします。

予選ヒート、プレファイナルはホームストレートより出走とし、チェッカー後徐行しながら再度ホームストレートに次レースのために整列する。

抽選により決定したスタート順に整列後、ローリングラップを行う。

- 決勝ヒートは、決定した車両でホームストレートに整列する。整列後、ローリングラップを行う。
- フォーメーションラップは行わず、ローリングラップのみ1周行いスタートする。

※決勝ヒートのみフォーメーションラップを行う。

4. ローリングラップ開始後、スタート信号灯にレッドライトが点灯されます。ヒーティング行為は認められますが、走行中の安全性確保が条件となります。ヒーティング時のスピン、他車への接触等の行為はペナルティとなります。また2列の隊列が形成された後、先頭が追い越し禁止区間(ポジション復帰禁止区間 7 コーナーのレッドラインに差しかった位置からスタートライン)まではヒーティング行為禁止となります。
- ※スピードダウンボードの提示あり
- ポールポジションとセカンドポジションのドライバーは、ローリングラップのペースを保ち、隊列を整える義務を守りながら25m ラインを目指します。また、スタートラインの25m 手前に引かれたイエローラインを自分のカートが通過するまで急加速を禁止します。これに違反した場合はペナルティが課せられる場合があります。
- また、ローリングラップ中のグリッドを大きく乱し、赤旗によって競技が中断されるような行為をした場合、その対象ドライバーはタイムペナルティや最後列にグリッドを下げる場合があります。隊列が整ったと判断した場合、スタート信号灯のレッドライトを消灯してスタート合図を行います。スタートが出来ずさらに1周行う場合には、レッドライトの点灯を続けます。このときドライバーは手を上げ、もう1週の合図を出し、再びスタートの合図が出るまでローリングラップを継続します。
- ※スタート合図の信号灯に不具合が発生し動作不良になった場合、車両にスタート合図を知らせる方法は、日章旗を提示振動します。
5. ローリングラップ中に、隊列から大きく遅れたと判断されたドライバーに対し、白地に赤×(バツェン)ボードが提示され、対象ドライバーはペナルティとして隊列の最後尾に着かなくてはなりません。
- ※ミススタートとなった場合もこのペナルティは解消されません。
- また、ローリングラップ中にストップしてしまった車両は、安全に自力で再スタートできた場合に限り隊列の自分のグリッド、もしくは最後尾につくことができます。ただし危険地帯での停止等の場合、コース委員等が手を貸しコースをクリアにする場合があります。この場合の再スタート判断は競技長が決定し場合によっては審議対象になる場合があります。
- また、ローリング隊列に遅れたドライバーはコース内でスピード調整をして隊列の前からペースを落とし自分のグリッドに戻ることはできません。前方から戻った場合は対象ドライバーに黒旗が振られ当該ヒート失格となります。
6. ローリングラップ中のポジション復帰禁止区間は、7 コーナー進入の両側に引かれた赤い線上からコントロールラインまでとなります。(左右に設置してある赤いパイロンが目印)この区間中にポジション復帰のため追い越しをするとペナルティの対象となります。復帰違反の場合ドライバーに黒旗が振られ当該ヒート失格となります。
7. 不出走、白地に赤×でいなくなったポジション、ローリング中に停止したカートがいたポジションと空席となったグリッドは他のカートによって詰めてはならず、スタート合図が出されるまで空席が維持されなければなりません。
8. ローリング隊列の先頭グループは、スタートラインの25m 手前に引かれたイエローラインを通過するまで加速を禁止します。先頭グループは、後続の隊列を乱さないようにスピードを調整しなくてはなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。たとえポールポジションでも急加速によって隊列を乱す行為はペナルティの対象となります。すべての車両は隊列を守り、隊列を乱す行為はペナルティの対象となります。選手は隊列のスピードとポジションを守り、安全にスタート出来るよう心がけなくてはなりません。
- ※自身のカートが不調に陥り加速出来ない場合、隊列内にいると危険だと予想された場合、必ずドライバーサインで周りに知らせ安全にカートを停止させなければなりません。また以下の行為により赤旗によって競技が中断された場合、赤旗中断後の再スタート時のグリッドは、審議によって最後列になる場合があります。
- A) ローリングラップ中の隊列を著しく乱す走行、追突を招くような急減速やポジションを守れない走行によってスタートを遅延させた場合。
- B) ローリングラップ中、単なるドライバーの運転ミスや車両トラブルによって、競技を継続できないような事故原因を発生させ競技を遅延させた場合。
9. 2列隊列がスタートライン手前25m ラインを過ぎ、隊列が整ったと競技長が判断した場合、レッドライトを消灯してスタート合図を行います。
- 『レッドライト消灯と同じタイミングで、ピットエリアにスタートを知らせるため日章旗をメイン(センター)ポストで振ります』
- スタート合図が出ればコリドー白線をカットしても問題ありません。ただしスタートの合図が出る前に、コリドー白線からタイヤがはみ出したり、隣のカートと接触するような行為をした場合は積極的な白黒旗が提示され、ペナルティの対象となります。
10. 『スタートディレイ』;ローリング隊列の間隔やスピードが思わしくないと判断され、スタートができずローリング

ラップをさらに 1 周行う場合には、レッドライトの点灯を続けます。このときドライバーは手を上げ【もう1周】の合図を出し再び、スタートの合図が出るまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。

11. 『ミススタート』; スタートを一旦切ったが、そのスタートに何らかの疑義が生じた場合、4コーナーポストにてミススタートフラッグが提示されます。隊列はスタートを仕切りなおすため、再度ローリング隊列を整え速度を調整しながら再スタートに向向け走行します。このときドライバーは手を上げ【もう1周】の合図を出します。再びスタートの合図が出るまでグリッドポジションの変更や追い越しをしてはなりません。これに違反した場合はペナルティの対象となります。
12. ローリングラップ中の先頭車両が 5 コーナーに進入した時点で、ピットエリアからの出走はできません。スタートが切れず、もう1周の場合は最後尾での復帰を認めます。

第34条 その他競技に関する注意事項

1. ドライバーは、危険回避義務があることを十分に理解しなければなりません。
2. 停止車両がドライバー自身によって再スタートならびに車両移動ができないと判断された場合、コース委員等の手によって安全な場所に車両を移動する場合があります。この場合、通常はレースリタイヤとなり競技が終了します。
また、危険地帯での停止や多重クラッシュによる車両の重なり等をコース委員等が手を貸し救済補助する場合があります。このあとレースに一旦戻れたとしても、安全を優先し補助したので競技委員の判断により排除される場合があります。
基本原則は、各ヒート中にスピン等で車両が停止した場合、他を妨害することなく、後続車両通過後、またはコース委員等の指示があり、自力で再発進できる場合のみレースに復帰できるものとします。復帰するための最小限の方向転換は認められます。
3. ピットインする場合はピットロードを必ず徐行しなければなりません。徐行を怠った場合や危険な走行はペナルティを課せられる場合があります。
4. ショートカットはコース委員等の指示がない限り禁止となりペナルティとします。ショートカットについての解釈は、走路でない場所を走行したドライバーが、その行為により有利になる状態が発生した場合を示します。
5. 競技途中コース上に停止したカートがチェッカーを受けられるのは1位のカートがチェッカーを受け2分以内までとします。
6. レースを終えたドライバーは車検場で重量測定を行う。
規程重量に満たない場合、当該レース失格とする。

第35条 タイムスケジュールの基準時計をコースに設置します。各ヒートのスタート定刻までに所定の位置に来ていない参加者がいたとしても、時間通りにコースインとします。公式のタイムスケジュールが早まった場合や遅れている場合に関してはアナウンスでスタート時間をお知らせします。重量測定

1. 重量測定の場所は公式通知、ホームページなどで通知します。
2. 各レース後、参加ドライバーは公式測定の実施が義務となります。重量測定を受けていない場合、当該レースに失格となります。この際、当該レースに参加したドライバー以外は車検場へ立入禁止とします。
3. 参加ドライバーは、以下装着の上、重量測定を行ってください。
 - A) レーシングスーツまたはそれに準ずるウェア
 - B) レーシングシューズまたはそれに準ずる動きやすい靴
 - C) ヘルメット
 - D) レーシンググローブ
 - E) 上記以外の装備品(ネックガード、プロテクター、ニーパッドなど)
 - F) ウェイト調整用の備品(ウェイトベストなど)※上記の E, F の項目に関しては、必要な方のみ各自用意して測定してください。
※公式測定中を除き、重量計を自由に使用可能とします。

第36条 信号旗

JAF国内カート競技規則、新東京サーキットペナルティカタログに従い競技旗や白地に赤バツテンのボード、その他の合図を原則、ホームストレートのメインポストにて、ホームストレート側、バックストレート側で提示します。

その他の競技旗は、各コーナーポストで競技委員が提示します。
それ以外の方法を取り入れる場合は、公式通知およびアナウンス等にて通知します。

1. 『白地に赤×(バッテン)バッテンのボード』

ローリング隊列から大きく遅れたと判断され、白地に赤×(バッテン)バッテンボードが提示されたドライバーは最後尾(または最後列)に着かなければなりません。対象者は、スタートが切られるまで最後尾(または最後列)を維持します。

2. 『緑旗』

今回は使用しない

3. 『白黒旗』

以下の場合、対象者対し、積極的に白黒旗が提示されます。

A) ローリングスピード落とさないドライバー

B) ローリング隊列の自己ポジションを無視して乱すドライバー

C) 走行マナーが悪く、非スポーツマン的行為をして、競技を乱すドライバー

尚、スタート後に、同じドライバーが白黒旗の対象になるような行為を重複して行なった場合、そのヒートで白黒旗累積2回になり黒旗が提示され失格となります。白黒旗は、その他のヒートには累積されません。

4. 『オレンジボール旗』

A) 競技中に車両装備品の脱落や不具合発生または、ドライバーの安全装備品に不具合やその装備品に脱落が発生した場合などに対し、ピットエリアに戻りその箇所を修復し競技に戻りなさいという状況で運用します。修復出来ない場合、ピットエリアで競技を終了しなくてはなりません。

※競技残り僅かな周回や最終ラップの場合、競技中のアクシデントによる車両装備品の脱落や不具合が発生したとしてもオレンジボール旗を提示しない場合があります。

B) 競技中に、吸気、排気装置にトラブル・脱落が発生した場合に提示されます。対象者はただちに安全な場所へ停止するか、パドックに入って競技を終了しなくてはなりません。競技を続行している場合、対象者に『黒旗』の提示を行い、競技を強制終了させます。ただし、安全上問題がある場合はその限りではありません。安全上問題がある場合、オレンジボール旗で修理させる場合もあります。

5. 『黒旗』

悪質または危険、ドライバーマナーやモラルの欠如したルール違反の参加ドライバーに対し提示されます。レースを直ちに終了しなさいという意味で、対象者はピットイン後に競技長の元に出頭しなければなりません。

6. 『青/赤旗』

JAF国内カート競技規則集に準拠します。

第37条 レースの中断

1. JAF 国内カート競技規則に準じ、赤旗提示の場合、ドライバーは直ちに速度を落とし、レースを中断するため追い越しをせず、コース委員等指示に従い停止できる体制でホームストレート上のスタートライン手前で徐行して停止します。その場合、センターを空けて危険を回避することに努めてください。競技長の指示があるまでピットクルーはグリッド上への介入および車両の整備をおこなってはなりません。また、工具を用いた修理等は一切禁止されます。修復が必要になったカートはピットエリアで修理しレースに復帰できる場合があります。

2. 赤旗によって競技中断となった場合、競技長より指示がない限りピット作業や給油等はできません。この場合、再スタートの時間を決め作業実施の有無や再スタート出来るカートの確認を行います。作業を実施する場合基本ピットエリアになりますが、最短時間で再出走出来る場合、コース上での軽作業を認める場合があります。赤旗後の処置については予選と決勝で裁定が異なりますので、公式通知にて提示します。

第38条 イエローコーションの実施

今回は実施しません。

第39条 ピットクルーおよびピットエリア、パドック

各エリアの利用方法については別途告知します。

第40条 給油

オーガナイザーにより実施します。

第41条 燃料(ガソリン)の指定と検査

今回は実施しません

第42条 オイル

該当なし。

第43条 レース終了

1. 決勝ヒート着順 1 位のドライバーがフィニッシュライン通過後 2 分以内にカートが同ラインを通過したドライバーに対してチェッカーフラッグが振られます。
2. 先頭車両にチェッカーフラッグが提示された時点で、ピットロード出口はクローズとなりピットエリアにとどまっているカートは再度コースインが認められません。
3. 車両を押してチェッカーフラッグを受けることは認められません。
4. レース終了後のダブルチェッカーは嚴重警告となります。
5. チェッカー後の追い抜きはペナルティの対象となります。
徐行しながらホームストレートに整列し、スタッフの指示に従い公式測定を受けていただきます。

第44条 完走

完走とは、チェッカーフラッグに関係なく、規定周回数の1/2以上を完了していること。ただし、公式測定で適合しなければなりません。

第45条 順位の決定

レースの順位は次の順序により周回数の多い順に決定されます。

1. 完走者:チェッカーを受けたドライバーで車検を通過したドライバー
 2. 完走者:チェッカーを受けていないドライバーで、車検を通過したドライバー
 3. 不完走者:DNF(完走扱いにはならないが、車検を通過したドライバー)
 4. 不出走者:DNS(順位はつかず、リザルトには掲載される、出走する意思はあったが結果、出走できなかった選手)
 5. 失格者:DQ(順位はつかず、リザルトには掲載されます)
- ※上記対象者が複数の場合は、ゼッケン順で並べます。
※ペナルティ対象の選手がDNF選手より順位が下回る場合は、DNF選手を優先とします。

第46条 公式車両検査および車両保管

該当なし。

第47条 ペナルティ

1. JAF国内カート競技規則とその付則、新東京サーキットペナルティカタログ、開催概要等に基づき、ペナルティを課します。
2. ペナルティの判断は競技長や審査委員長によって、国内格式競技罰則やペナルティカタログ等の資料に基づき決定されるものとします。
3. ドライバーサインを怠ったドライバーやドライバーマナーを厳守していないドライバーおよびエントラント等に対し、注意、警告とする場合があります。
4. 競技中の反則行為は、車両を停止させることなくペナルティを課す場合があります。

第48条 その他一般事項

1. 変更事項が生じた場合、公式通知または当日のアナウンス等にて通知します。
2. パドック、ピット、ピットエリア内での火気の使用は禁止されます駐車場での火器使用(BBQ等)は可能です。施設の告知や注意事項を守ってください。また、ゴミの不法投棄をした場合は施設内に投棄したすべてのゴミを必ず処理していただきます。
3. 指定された場所以外での喫煙は禁止されます。
4. 使用するピットやパドックは、オーガナイザー側で指定させていただきます。
5. 競技中の電光板表示(タイム・順位)およびレースアナウンスは、サービスの一環としておこなっているものであり、競技成績の暫定や正式との食い違いがあったとしても、審査委員会と計時による最終結果(リザルト)が優先されます。

第3章 抗議、暴力等に関する事項

第49条 抗議

1. エントラント及びドライバーの遵守事項
 - A) エントラントは自己の係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有します。
 - B) ドライバーは本特別規則の下で開催される競技会中に生じた事態・事故等についてコースの所有者、オーガナイザーとその関係者及び大会役員に対していかなる責任も追及できません。
2. ドライバーは、競技委員やレースジャッジに対し、スポーツマンらしくからぬ行為や不謹慎な言葉遣い、暴言、威圧、あるいは競技を妨害する行為をとった場合当該競技会失格とします。施設退去いただく場合もあります。
3. ドライバーによる競技会場での言葉による脅しや侮辱、威圧、暴力行為をした場合、オーガナイザーの判断により当該競技会失格、当施設からの退場、次戦のエントリー拒否等のペナルティを与えることができます。主に、選手に対しての暴力(特に子供へ)選手間同士の暴力は目に余る物がありますので人道的な対応にてお願いいたします。
4. オーガナイザーや大会審査委員、選手間に対して、SNS等で誹謗中傷、侮辱をした場合またはその恐れがある場合、競技会の参加を取り消す場合やエントリーの拒否をする場合があります。

第4章 賞典に関する事項

第50条 賞典と副賞

1. 予選各ヒートで1位を獲得したドライバーと抽選により決定した4名の計5名が上記とは別途に賞金が授与されます。

1位:1万円	その他:5千円
--------	---------

2. 各ヒートごとに抽選により協賛品を授与します
例)キッチンカーのお食事券、カート用品等
3. 決勝ヒートの順位によって決定します。
4. 賞典はドライバーに対して行われます。
※参加台数により賞典は変更があります。
5. 副賞および賞金総額は、次のように定めます。

表1

	エントリー台数	賞金総額	優勝	2位	3位	その他
1	～140台	1,000,000				50万円
	～150台	1,200,000				50万円
	～160台	1,300,000				50万円
	～170台	1,400,000				50万円
	～180台	1,500,000				50万円
	～190台	1,600,000				50万円
	～200台	2,000,000				50万円

または、優勝ドライバーにより表2も含めて抽選にて決定する。

表 2

賞金を上位 10 人で山分け or 上位 20 人で山分け

第5章 広告に関する事項

第51条 競技と広告について

1. ナンバープレートに広告を表示することは認められません。
2. 広告(スポンサーステッカー、協賛等のロゴ)についてはスタートまでに取り付けてください。
3. オーガナイザーは次の事項に対し排除する権限を有し、エントラント、ピットクルー、参加者はこれを否定することはできません。
 - A) 公序良俗に反するもの
 - B) 政治、宗教に関連したもの
 - C) 本競技会と関係するスポンサーと競合するもの

第52条 肖像権・個人情報に関する事項

1. 肖像権

オーガナイザー、共催者、およびこれらの指定した第三者は、エントラント、ピットクルー、参加者、観戦者の写真その他の肖像、参加車両の写真、デジタル画像、音声、映像等を Website、報道、放送、出版等に自らの判断で用いることができ、エントラント、ピットクルー、参加者はこれを拒否することはできません。

2. 個人情報

オーガナイザー並びに共催者は、個人情報の保護に関する法律に基づき、エントラント、ピットクルー、参加者、観戦者の個人的情報を下記業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用いたします。

【業務内容】

レースイベントの受付、レースイベントのプログラム作成、レースイベントのリザルト(成績表)作成、保険加入有無の確認、その他、レースイベントを円滑に行うことができる業務、レースイベント促進業務およびこれらに付随する業務。

【利用目的】

- A) レースイベント事務手続き及び販売促進を行うため
- B) レースイベント参加者の個人成績を公表するため
- C) レースイベント内容を、ホームページやその他の SNS で情報を公開するため
- D) 保険処理をおこなうため

第6章 その他に関する事項

第53条 損害補償

1. すべての参加者は、自己の過失により、施設の器材、計測器等、その他諸々に損害を与えた場合は、その損害について責任を負うこととします。
2. オーガナイザーおよび大会役員の業務遂行により起きたドライバーおよびピット要員の死亡、負傷および車両の損害に対して、主催、後援、協力、協賛するものおよび大会役員はその一切の補償責任を負わないものとします。

第54条 本規則書の解釈

本規則書ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなします。

第55条 本規則書に記載されていない事項

本規則書に記載されていない事項は、FIA(国際自動車連盟)の国際モータースポーツ競技規則と国際カート規則、それに準拠した JAF(日本自動車連盟)国内競技規則と JAF 国内カート競技規則、全日本/地方カート選手権 FS-125 部門適用車両規定、SL 競技規則、本大会特別規則書、本競技会及び開催場所における慣習とその車両規定に準拠します。

第56条 緊急医療機関に関して

本競技会において緊急時の搬送指定病院を以下の通りとします。

帝京大学ちば総合医療センター

〒299-0111 千葉県市原市姉崎 3426-3

TEL:0436-62-1211(代表)

尚、緊急時は救急隊員等医療従事者の指示に従い、迅速かつ適切な処置ができる医療機関への搬送を最優先とします。

第7章 カートに関する事項

第57条 シャシー、エンジンおよびタイヤの登録

該当なし

第58条 カート

オーガナイザーの用意した BIREL N35 レンタルカート

第59条 シャシー規定

該当なし。

第60条 タイヤに関する事項

該当なし。

第61条 最低重量

全てのドライバーは 75kg 以上(走行時に身につける装備品を含む)でなければならない。

※シートクッション等のウェイト調整用の備品も含む

第62条 外装品・タイヤ位置規定

該当なし。

第63条 外装品及びフロントフェアリング規定

該当なし。

第64条 フロントフェアリング位置規定

該当なし。

第65条 ブレーキ

該当なし。

第66条 ブレーキダクト装着の許可

該当なし。

第67条 ラジエター

該当なし。

第68条 テレコミュニケーション

コース上のドライバーとそれ以外の者との間で連絡ができるテレコミュニケーション(遠隔通話装置、無線装置など)の使用は禁止します。この事項に対する抗議は一切受け付けられません。

第69条 空力装置、補強部品、安全ガード、一般市販オプション品

該当なし。

